

議員提出第17号議案

足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年12月19日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	新井	ひでお
同	金沢	美矢子
同	長塩	英治
同	藤崎	貞雄
同	加藤	和明
同	野中	栄治
同	たきがみ	明
同	針谷	みきお
同	藤沼	壮次
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	馬場	信男
同	ぬかが	和子

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

区議会議員の報酬の支給方法等についての規定を整備する必要がある  
ので、本案を提出する。

## 足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（報酬の支給方法等）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、議員（任期満了又は議会の解散により議員の職を離れた者で、次の一般選挙により再び議員に就職したものを除く。次項において同じ。）が月の中途にその職についたときの当月分の議員の報酬は、議員の在職日数に応じて支給する。
- 3 前項の議員が、その職についた月の中途に議長、副議長、委員長又は副委員長に選挙されたときの当月分の報酬は、その在職日数と前項の議員の在職日数を合算した日数に応じて支給する。
- 4 前2項の規定による報酬の額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。